

介護リハビリセラピスト通信講座利用規約

第1条（管理運営・目的）

1. 介護リハビリセラピスト通信講座（以下「当講座」という）は、介護リハビリセラピスト通信講座利用規約（以下「当規約」という）の定めに従い、株式会社オンザロード（日本介護リハビリセラピスト協会）（以下「当協会」という）がその管理運営にあたるものとします。
2. 当講座は、募集要項に定めるカリキュラム、受講期間に基づきセラピストを育成します。

第2条（受講資格）

1. 当講座の受講資格者は、日本語での受講が可能な18歳以上の方に限ります。
2. 未成年者の場合には、所定の保証人の同意書を提出する必要があります。

第3条（受講期間・認定試験・受験資格失効）

1. 当講座の受講期間は1年間とします。
2. 認定試験は受講開始から1年以内に1回は受験してください。ただし、不合格の場合には、1年以上経過しても再受験することができます。
3. 認定試験が不合格だった場合は、認定試験の結果を通知したメールに記載の方法で再受験を行ってください。
4. 認定試験を受験する際は試験ページに記載の注意事項を遵守してください。
5. 認定試験の注意事項に違反があった場合は、認定試験の受験資格は失効します。また、受験資格が失効しても、受講料の返金は一切いたしません。

第4条（受講料（教材費、認定料を含む））

1. 申込者は、受講料をクレジットカード決済、または、銀行振込にて支払うものとします。
2. 銀行振込での受講料のお支払いは、一括払いとします。
3. 納入された受講料は、解約の場合を除き、いかなる場合においても返金いたしません。

第5条（申込み・契約）

当協会が運営するWEBサイトから当講座をお申込みいただくと、お申込みの受領確認とお申込み内容を記載したメールを当協会より送信いたします。お客様からのお申込みは、当講座の契約の申込みとなります。当サイトからお申込みいただき、受講料をお客様がお支払いいただいた際にお客様の契約申込みは承諾され、契約が成立します。

第6条（解約・返金）

当講座は、教材の性質上、下記の条件をすべて満たしている場合に限り解約することができます。解約の際に受け取られた教材がある場合は、所定の場所へご返品いただきます。ご返品いただいた教材の確認後、返金手続きをとらせていただきます。返品された教材の状態によっては、ご返金を承ることが出来ない場合もあります。返品時の商品の返送料金、返金時の手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

- ・受け取られた教材が未開封であること
- ・申込みから 8 日以内にお問い合わせフォームから解約の申入れを行っていること

第 7 条（交換）

不良品の際にはメールにてご連絡いただき、直ちに新しい商品を送りいたします。交換の際には、教材と同封しております全てのものを送料元払いにてご返送ください。ただし、開封後、お客様の使用によって生じた傷や破損での交換はお受けできません。

第 8 条（届出事項の変更）

1. 受講生が受講申込み時に届け出た内容に変更があった場合は、直ちに当該内容を当協会に届け出るものとします。
2. 届出が出されていない為に受講者に通知できなかったことについて生じる損害は受講者の負担となります。

第 9 条（規約の変更）

当規約に定めのない事項及び運営上必要な詳細規約の必要があるときには、当協会は受講者の了解なく定めることができるものとし、当該内容については、電子メールにより通知します。

第 10 条（権利）

1. 当講座のテキスト、DVD などの教材、およびサイトの全ての内容に関する有形・無形の権利（申請、登録の有無を問わず、著作権、商標権、肖像権、特許権、実用新案、意匠権及び不正競争防止法上保護されるべき営業秘密を含むがこれらに限らない。また、当協会が創作に関与した知的成果物を含む。）が当協会にのみ排他的に帰属します。
2. 当講座のテキスト、DVD などの教材、配布物の複製、転売、転用、第三者への配布などの行為は、いかなる場合においても禁止します。
3. 当講座の教材の使用は、申込みを行った者に限ります。
4. 当協会が定める認定資格試験に合格していない者は、いかなる場合においても介護リハビリセラピーまたは介護リハビリセラピストの名称を使用して施術することを禁止します。
5. 介護施設等で介護リハビリセラピーを行う際は、資格取得者のみが施術するものとします。
6. 上記違反が発覚した場合、かかる損害を賠償していただきます。

第 11 条（表現及び注意事項）

本商品に示された表現や再現性には個人差があり、必ずしも利益や効果を保証したものではありません。また、受講の中止、施術の練習や第三者への施術によるトラブル・直接的間接的損害について、当協会は一切の責任を負いません。

第 12 条（紛争の解決・合意管轄裁判所）

1. 当規約に定める事項において疑義または紛争が生じた場合は、受講者、当協会ともに誠意

をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

2. 前項の協議によって疑義・問題が解決されない場合は当協会の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

株式会社オンザロード

日本介護リハビリセラピスト協会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1-11-12-7F

お問合せ窓口 TEL : 050-6877-6710